

一層の努力が必要です。



地球温暖化!

下の円グラフは、クリーンセンターにおける平成14年度と17年度の「可燃ごみ」として収集されたごみの内訳です。町では、「いなまち地球温暖化防止実行計画」に基づいて、町で発生する温室効果ガスを平成20年度までに基準年度である平成14年度の値から3%削減す

る目標を掲げました。

しかし、残念ながらその目標は未だ達成するどころか逆に数値が増加してしまっています。それはなぜなのか？その原因と「今、私たちにできること」を考えてみましょう。

クリーンセンター(町全体のごみ焼却)から排出された温室効果ガスの量

単位: kg-CO₂

単位: kg-CO₂

基準値	5,868,493
17年度実績	8,179,168

全体に占めるビニール・合成樹脂類のガス発生率は

約58%!!

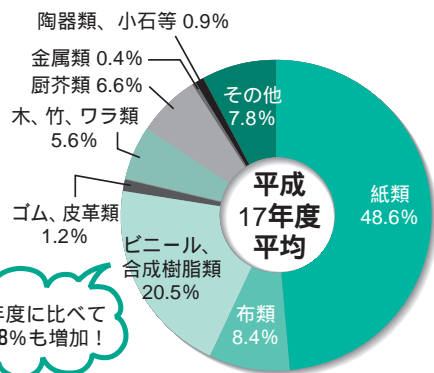
(A/E)

調査項目	排出される温室効果ガス	基準年度平成14年度	平成17年度	基準年度比
電気使用量	CO ₂	775,064	891,971	15.08%
燃料使用料	灯油	710	1,560	119.57%
	A重油	194,318	334,515	72.15%
	LPG	1,711	592	-65.39%
一般廃棄物焼却量	CH ₄ N ₂ O	96,083	100,654	4.76%
一般廃棄物焼却量(ビニール・合成樹脂類)	CO ₂	2,825,882	4,778,322	69.09%
温室効果ガス排出量(CO ₂ 換算)		3,893,770	6,107,615	56.86%

CO₂: 二酸化炭素 CH₄: メタン N₂O: 一酸化二窒素

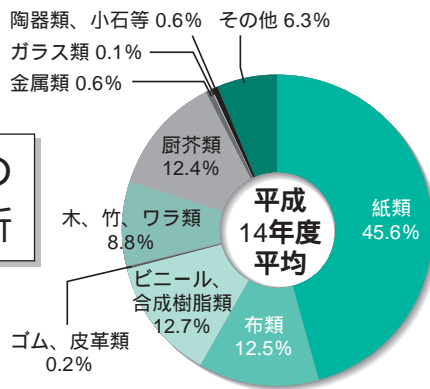
左の表は、クリーンセンターにおいて可燃ごみとして焼却された「ごみ」に関わる温室効果ガスの発生状況を示

原因の大半はビニール・合成樹脂類の焼却



14年度に比べて7.8%も増加!

可燃ごみの中のごみ質組成分析



地球温暖化が進むと?

温室効果ガスが大気中に増加すると、地球全体の温度が増加し、さまざまな気候の変化などが地球規模で起こり始まります。例をあげると・・・海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行など

人類だけでなく、地球に住むすべての生物の存続に関わらねない問題なのです。

メモ

温室効果ガス...人間の日常生活や事業活動に伴って発生する、二酸化炭素やメタン等のガスをいう。これらのガスは、太陽からの熱を地球に封じ込め地表を暖める働きがある。

役場庁舎・各施設から排出された温室効果ガスの量

単位: kg-CO₂

調査項目	排出される温室効果ガス	基準年度平成14年度	平成17年度	基準年度比
電気使用量	CO ₂	1,356,301	1,463,450	7.90%
燃料使用料	ガソリン	65,058	63,479	-2.43%
	灯油	83,434	83,422	-0.01%
	軽油	20,684	19,622	-5.14%
	A重油	404,871	395,544	-2.30%
	LPG	37,139	39,376	6.02%
公用車の走行量	CH ₄ N ₂ O	1,958	1,837	-6.20%
カーエアコンの使用	HFC	5,278	4,823	-8.62%
温室効果ガス排出量(CO ₂ 換算)		1,974,723	2,071,553	4.90%

単位未満の端数については、四捨五入を原則としました。従って総数と内訳が一致しない場合があります。HFC: ハイドロフルオロカーボン

役場の現状と取り組みは?

表を見ていただくと、ほとんどの項目で基準年度を下回る結果を出したにもかかわらず、ガス排出量は4.9%の増加となりました。町でも、今後冷暖房温度の適正管理、節電等の取り組みに努めていくとともに、各家庭でもできる取り組みの啓発に一層取り組んでいきます。

各家庭での取り組み方は？

地球温暖化を防止することは役所だけではできません。各家庭、各世帯の協力が必要になります。下記に示す方法は温暖化を防ぐ方法の一つに過ぎませんが、少しの工夫で温暖化を止めることができます。

「今、私たちにできること」、この言葉を念頭に、住民みなさんのご協力をお願いいたします。

シリーズ~ 行政改革 レッツ・トライ! 「パブリック コメント制度」

今回のテーマは「パブリックコメント制度」です。この制度は名前のとおりパブリック（公衆）とコメント（意見）を合わせたもので、「意見の公募」を意味しています。それでは、今回も企画さんに聞いてみましょう。



どんな制度？

もくせい 企画さん、今回はパブリックコメント制度について教えてください。

ごみの分別にご協力を!

町では、容器包装プラスチックの分別収集を開始してから4年目になります。しかしながら、まだ、容器包装プラスチックの収集日に間違っ不燃ごみを出される方が多いようです。今後は、以下の点に注意し、ごみを出していただくようご協力をお願いします。

容器包装プラスチック以外のものを混入しない。(必ず♻のマークが付いているかを確認)

汚れが付着したものは、洗浄またはふき取るなど、水気を十分にきる。

容器包装プラスチックとは、容器(袋も含む)と包装に使用されている♻マークの付いているものをいいます。容器とは、マヨネーズ等に使用されているやわらかい容器から、おもちゃが入っていた硬いケースなどです。包装とは、ペットボトルの表面に付いているラベル

や食品包装に使用するラップなどです。その他にもいろいろ種類があります。



? どちらに分別? 不燃ごみ か 容器包装プラスチック

よく間違われる例
プランター/硬プラスチック製の植木鉢/ビデオテープ/電卓/ビニール製バッグ/プラスチック製おもちゃ/バケツ、ゴムホース/ハンガー/運動靴、サンダル/プラスチックで被覆されたコード類/ガスライター(必ずガスを抜いてください)

不燃ごみの日に出してください。
環境対策課廃棄物対策係 2251

企画 この制度は、町にとって重要な計画や条例などを決めるときに、その内容や原案の土台となる案を公表して、住民のみなさんの意見や提案を反映していただくという制度なんだよ。

みなさんから寄せられた意見や提案は、反映することができるとかどうかを町で検討して、その意見・提案などに対する町の考え方とその検討結果について公表するんだよ。

この一連の流れが「パブリックコメント制度」なんだ。

この制度によって、町政の公平性と透明性を高めることができるんだよ。そして、住民のみなさんの町政への参加を促進することができるし、何よりも開かれた町政の推進を図ることにもなるんだよ。

「町長への手紙」や「町政への

ご意見箱」とは違うのですか？

企画 「町政へのご意見箱」などは町行政全般に対して出される意見だけど、パブリックコメント制度の意見・提案は、町から掲げられた素案や計画の内容に対してだけのものなんだよ。

また、その計画などへの賛成・反対を投票するというような制度ではないんだ。例えば一つの政策案に対して反対が多いからといって取りやめるといふことではないし、また、たとえ一つの意見しかなくても、少ないからという理由で検討しないということもないんだ。

もくせい そうなんですか。

「町長への手紙」や「町政への

ご意見箱」とは違うのですか？

企画 町の行政に対して、住民

のみなさんの意見を聞くことや、声を行政へ反映させることは、とても大切なことだよ。でも、現状ではそれがしつかりと確立されているとはまだ言いきれない状況だよ。

より良いまちづくりのために

企画 これからの導入に向けて検討を進めていく予定だよ。

もくせい よーし、僕もいろいろ意見を出して、町行政に参加するぞ!

次回「行政評価システム」について解説します。ご感想がありましたら左記へお寄せください。

企画課政策企画担当 222
15、FAX 721 2136